

2024年

5月

南風

ふれあい南伊豆ホスピタル

第249号

● 当院では、患者様が地域で安心して暮らしていただける為の支援をすすめています ●

編集・発行 医療法人社団 辰五会 ふれあい南伊豆ホスピタル 〒415-0151 賀茂郡南伊豆町青市 848 TEL 0558-62-1461 FAX 0558-62-0510



4月より精神保健福祉法が改正されました

精神障害の医療や福祉、なかでも精神科病院の入院に関しては「精神保健福祉法」という法律に様々な規定が書かれています。法改正に伴う変更点はいくつかありますが、ここでは入院患者様やご家族様に関係のある医療保護入院について取り上げたいと思います。

医療保護入院の場合、入院期間が 最長で6ヶ月と定められました

(※ただし令和6年4月1日以降に、新規に医療保護入院となった場合は最長3ヶ月までとなっています)



精神科病院では入院の種類（入院形態）は全部で4種類ありますが、当院で多くを占めるのは、「任意入院」と「医療保護入院」の2種類です。

任意入院とは、入院する患者様ご本人が「入院します」と同意されることで入院となる形態です。対して**医療保護入院**とは、**医師の診察で入院治療が必要であると判断されたものの、入院するご本人が入院に同意しない（拒否をする）場合や、精神症状の悪化や認知症などから、ご本人が同意を示したり、その意思を確認することが難しい場合に、医師の診察とご家族（親族）様の同意で患者様を入院とする形態のことを指します。**

今回の法改正（令和6年4月1日施行）では、医療保護入院の患者様について入院期間が設けられるようになりました。入院期間は最長で6ヶ月とされており、**これは令和6年4月以前から入院している医療保護入院の患者様にも適用されることとなっています。**この為、入院期間を延長する場合は、更新手続きが必要となります。

医療保護入院の患者様につきましては、この度の法改正を踏まえ、今後は①退院を目指す ②入院形態の変更（入院の同意を示すなど任意入院への切り替えが出来る場合） ③医療保護入院の期間延長のための更新手続き を検討していくことになります。

Q. 医療保護入院の場合、6ヶ月が経過したら退院になりますか？

A. 主治医が診察をした上で、病状が落ち着いており、通院しながら日常生活を送ることが出来ると判断した場合には、退院となることがあります。

事前に患者様ご本人やご家族（親族）様の意向を伺い、退院してからの居場所（例えば自宅や、施設・グループホームへの入所、アパートを借りるなど）を確認したり、必要な福祉サービスがあれば利用をすすめるなどして退院の準備をします。退院後は、通院時に薬を処方し診察時に変わった様子はないかなどを伺い、在宅（施設）生活が続けられるように支援していきます。

主治医が、病状等から6ヶ月での退院は困難であると判断した場合は、更新手続き（裏面を参照）をすることで、最長6ヶ月の入院期間の延長を図ることが出来ます。



Q. 医療保護入院の更新手続きはどのようにすれば良いですか？

A. 主治医が診察し、入院加療の継続が必要と診断した場合に、入院期間を延長する手続きをします。更新手続きの流れは、以下のようになります。①と②についてはご家族(ご親族)様にご協力頂く為、原則は来院をお願いいたします。

- ①退院支援委員会の開催→入院期限(入院した月を起点)を迎える約1ヶ月前に当院からご家族様に連絡をし、日程を調整して、患者様・ご家族様・主治医・看護師・相談員同席で退院について話し合う委員会を開催します(病状によって患者様が欠席となる場合もあります)。この退院支援委員会を開催しないと、更新が出来ず退院となってしまいます。
- ②入院継続の同意→医療保護入院の延長について、ご家族様に同意書の記入をお願いします。書類は指定の様式がありますので当院でご用意致します。
- ③医療保護入院の更新(継続)→患者様ご本人とご家族様へ、更新された入院期限を文書で通知します。
- ④更新届、同意書の提出→保健所へ更新届、同意書を提出します(当院で行ないます)。令和6年4月以降は半年ごとに、入院継続をどうするか患者本人一家族一病院で確認していく形となります。これまで以上に病院とやり取りや来院をお願いすることがありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Q. 数年前から医療保護入院で入院している家族がいます。その当時の同意者が不在の場合、どうしたらよいですか？

A. 基本的にはご家族(ご親族)様で相談して頂き、新たに同意者となり得る方を病院にお知らせ下さい。

医療保護入院の同意だけではなく、病院からの連絡や、患者様の金銭管理(入院費のお支払いなど)も対応して頂くケースが多いです。大事なことですので入院中の患者様と面談して決めたいなど、ご要望があれば調整いたしますので相談員までご連絡下さい。また、ご家族様が医療保護入院に同意をせず、患者様ご本人も退院を希望する場合には、医療保護入院の継続が困難となりますので、退院を目指していくことになります。

新たな同意者については、続柄によってなれる場合、なれない場合がありますので、詳しく知りたい場合は相談員までお尋ね下さい。ご家族様がすでに亡くなっており、ご親族様内で新たな同意者を選任するのが難しい場合は、成年後見制度の利用をお勧めしています(成年後見人が選任されるまでは、少し時間がかかります)。

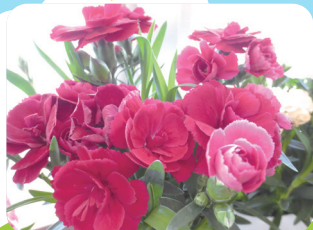
ご家族やご親族様等の存在・所在が不明だったり、ご家族(ご親族)様が医療保護入院について同意も不同意も示さない場合は、病院から患者様ご本人の住所地がある市町に相談をし、市長または町長の同意を頂いて入院を継続する可能性があります。

医療保護入院について、何かご不明な点がありましたら
医療社会サービス部の相談員までお問い合わせ下さい

☎ 0558-62-1461



☎ 文：藤田(精神保健福祉士)



オスカーという種類のカーネーションです。

ふれあい南伊豆ホスピタル
静岡県賀茂郡南伊豆町青市848



2024年5月発行 Vol.249

【監修】山本 善治
【構成・編集】藤田 真咲
【デザイン】F&Y
【作業協力】支援センターふれあい
利用者の皆さん
ふれあい南伊豆ホスピタル
広報委員会

